

## 〔重点事業〕

### 1 会員支援事業の推進

- (1) 兵庫宅建(株)を活用して、会員支援業務を推進する。  
会員支援特別委員会において、引き続き新たな会員支援策を検討するとともに、兵庫宅建(株)が現在実施している事業の利用拡大に全面的に協力していく。
- (2) 本部主催の会員業務支援研修会を実施する。  
会員のスキルアップを図るため、会員業務に直結する多角的なテーマを取り入れた研修会を開催する。
- (3) 近畿レイズ、ハトマークサイト兵庫の利用促進に努める。  
平成23年夏からの近畿レイズF型の全部又は一部廃止にともない、IP型への移行を進めるとともに、平行して代行登録業務を実施する。あわせてハトマークサイト兵庫の利用促進に努めるとともに、パソコンに関する会員へのサポートとして、引き続き各種パソコン教室を実施する。昨年度からスタートした「ハトマークサイト近畿モバイルサイト」の運営についても協力していく。
- (4) 賃貸不動産管理業協会への加入促進及び賃貸不動産経営管理士の普及に努める。  
賃貸不動産管理業に関する様々なサポート事業を展開する賃貸不動産管理業協会への加入促進に努める。  
また、賃貸不動産経営管理士協議会が取り扱う賃貸管理の資格である賃貸不動産経営管理士の普及に協力する。  
なお、賃貸不動産管理業の法制化等に関する今後の動きについても注視していく。
- (5) 兵庫宅建・ろうきんローン及び全宅住宅ローンの利用促進に努める。  
広報等を通じて兵庫宅建・ろうきんローン及び全宅住宅ローンのPRに努める。
- (6) 広報、FAX通信等により改正法令等を迅速、的確に伝達する。  
関連法令改正をはじめとする会員業務に必要な情報等を広報、FAX通信の解説記事又は広報同封資料等を通じて的確に情報伝達する。

### 2. 協会組織の基盤整備、強化

- (1) 協会のスケールメリットと充実した会員支援策を前面に打ち出し、会員数の減少に歯止めをかけるとともに、入会促進を図り、協会組織基盤の維持に努める。  
さらに、協会組織の基盤強化に努めるため、引き続き効果的な入会促進策を検討し、本部・支部と連携を取りながら実施していく。
- (2) 事業の見直し、経費節減に努め、財政基盤の安定化を図る。  
平成21年度下期より開始している会費暫定引き下げを平成23年度上期まで継続するとともに、財政状況を注視しながら、経費削減等による合理的な予算執行に努める。
- (3) 一般社団法人移行認可に向けて準備を進める。  
一般社団法人への移行を選択する答申が昨年10月の理事会に提出され承認された。今後、平成23年度内での一般社団法人移行認可に向けて定款改正等諸規定の整備及び組織、事業の見直し等準備を整えていく。  
また、会計処理については、新新公益法人会計基準の導入についても準備を進めて

いく。

- (4) 会費の口座自動引落しを円滑に推進する。  
一昨年度からスタートした会費の口座自動引落しが、支障なく円滑に実施されるよう支部の協力を得ながら推進し、会費の適正な徴収に努める。
- (5) 金融資産を安全に運用する。  
金融情勢をにらみながら、協会が保有する金融資産の安全な運用に努める。
- (6) 本部・支部会員情報システムの円滑な運用に努める。  
本部・支部会員情報システムを活用して、本部・支部事務局の機能強化、事務処理の効率化を図っていく。

### 3. 一般消費者向け事業の推進

- (1) 地域社会と密着した不動産フェアを開催する。  
一般消費者に向けて不動産フェアを開催し、地域に密着した社会貢献活動等を推進していく。
- (2) 広告媒体を活用して、協会をPRする。  
テレビ等各種広告媒体を通じて、ハトマーク及びハトマークサイト兵庫等のPRを図る。あわせて新規入会者に対しても引き続き店頭掲示用ハトマークプレートを配布する。
- (3) ホームページの充実を図る。  
ホームページの内容を更に充実させ、一般消費者に対する協会PR及び会員への情報伝達に努める。
- (4) 不動産無料相談態勢の充実を図る。  
一般消費者に対する不動産無料相談を兵庫県不動産会館にて実施するとともに、あわせて支部における相談態勢の充実を図る。
- (5) こども110番の店事業を推進する。  
社会貢献活動の一環として、兵庫県警等とタイアップしたこども110番の店事業を引き続き推進する。

### 4. 要望、陳情活動の実施

- (1) 顧問議員との連携を密にし、要望、陳情事項の実現に努める。  
不動産業界の活性化に向け、土地住宅税制、土地住宅政策等に関する要望、陳情活動を強力に展開していく。
- (2) 兵庫県不動産政治連盟と共に要望、陳情活動を実施する。  
不動産業界が直面する諸問題を解決するため、兵庫県不動産政治連盟と連携して要望、陳情活動を行う。

### 5. 関係機関への対応

- (1) 国土交通省、兵庫県、県下各自治体、各外郭団体との連絡を密にし、不動産事業の提携、受託に努める。
- (2) 兵庫県及び県下各自治体の公的組織（各種審議会等）へ協会役員を登用するよう要

請する。

- (3) 免許申請調査業務、宅地建物取引主任者証交付事務、宅地建物取引主任者資格試験事務など兵庫県及び関係団体からの諸受託業務に関して適正に対応する。
- (4) 法務局、税務署、警察等との連携を図る。
- (5) 各自治体等が実施する社会奉仕活動、環境整備活動に協力する。
- (6) ワシントン州不動産協会との交流事業について、協議していく。
- (7) 消費者保護、公正な競争の確保等を図るため、(社)近畿地区不動産公正取引協議会と連携を取りながら官民合同不動産広告実態調査をはじめとする不動産広告の調査・指導を行う。